

<留意事項>

【介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出について】

このたびの報酬改定に伴う新たな加算等の追加・廃止等について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を指定権者に提出される必要があります。

正確な届出がされなかったり届出期限から遅れて届出された場合には、事業所台帳に不備が生じたまま指定権者から国保連合会に提出されたり提出が審査に間に合わないなど、事業所台帳不整備を起因に不当な請求の返戻等につながるおそれがあることから、介護サービス事業所は指定権者が定める期限までに確実に届出されるよう留意願います。

(1)届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行ってください。

新たに追加された届出項目等のほかに既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては改めて届出を行ってください。(詳細は次ページ以降)

(2)提出期限

4月及び6月の報酬算定に係る届出は、提出期限厳守にて指定権者へ提出してください。とりわけ新規指定事業所におかれては、準備期間を考慮のうえ早期の対応をお願いいたします。

なお、4月の届出を提出される際に6月以降分も併せて提出されても差し支えありません。

◆新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合への提出期限

令和6年4月改正分 令和6年4月15日(月) 必着

令和6年6月改正分 令和6年5月15日(水) 必着

※窓口提出・郵送のほか、メール(niikawakaigo@milale.ne.jp)による提出も可能です。

既存のサービス事業所の届出留意事項(令和6年4月)

R6.3.28事務連絡 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)

I-資料6(別紙)を抜粋加工

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
5	口腔連携強化加算	「1：なし」「2：あり」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
23	緊急時訪問看護加算	「1：なし」「2：あり」を「1：なし」「3：加算Ⅰ」「2：加算Ⅱ」に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
24	総合マネジメント体制強化加算	「1：なし」「2：あり」を「1：なし」「3：加算Ⅰ」「2：加算Ⅱ」に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。

【地域密着型通所介護】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
7	業務継続計画策定の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
25	施設等の区分	「3：療養通所介護事業所(短期利用型)」を新設	「3：療養通所介護事業所(短期利用型)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
26	重度者ケア体制加算 (療養通所介護事業所のみ)	「1：なし」「2：あり」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
27	サービス提供体制強化加算 (療養通所介護事業所(短期利用型)のみ)	「9：加算Ⅲイ(ハの場合)」「A：加算Ⅲロ(ハの場合)」を追加	「9：加算Ⅲイ(ハの場合)」「A：加算Ⅲロ(ハの場合)」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

【認知症対応型通所介護】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
7	業務継続計画策定の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。

【小規模多機能型居宅介護】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
7	業務継続計画策定の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
8	生産性向上推進体制加算	「1：なし」 「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
24	総合マネジメント体制強化加算	「1：なし」 「2：あり」を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」「2：加算Ⅱ」に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
28	認知症加算	「1：なし」 「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

【認知症対応型共同生活介護】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
7	業務継続計画策定の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
8	生産性向上推進体制加算	「1：なし」 「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
11	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	「1：なし」「2：あり」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
12	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	「1：なし」「2：あり」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

15	認知症チームケア推進加算	「1：なし」 「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
29	医療連携体制加算Ⅰ	「医療連携体制加算」を 「医療連携体制加算Ⅰ」 に名称変更し 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」を 「1：なし」 「2.4：加算Ⅰイ」「3：加算Ⅰロ」 「4.2：加算Ⅰハ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ イハ 」とみなし、既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅰロ」とみなし、「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅰ ハイ 」とみなす。
30	医療連携体制加算Ⅱ	「1：なし」「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
7	業務継続計画策定の有無	「1：減算型」「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
8	生産性向上推進体制加算	「1：なし」 「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
10	夜間看護体制加算	「その他該当する体制等」欄の 「夜間看護体制」を 「夜間看護体制加算」 に名称変更し 「1：対応不可」 「2：対応可」を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：対応可」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
11	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	「1：なし」「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
12	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	「1：なし」「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
7	業務継続計画策定の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
8	生産性向上推進体制加算	「1：なし」 「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
11	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	「1：なし」「2：あり」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
12	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	「1：なし」「2：あり」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
14	個別機能訓練加算	「1：なし」 「2：あり」を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」「4：加算Ⅱ」 「5：加算Ⅲ」 に変更	「3：加算Ⅰ」「4：加算Ⅱ」「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
15	認知症チームケア推進加算	「1：なし」 「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

【看護小規模多機能型居宅介護】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
7	業務継続計画策定の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
8	生産性向上推進体制加算	「1：なし」 「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
24	総合マネジメント体制強化加算	「1：なし」 「2：あり」を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。

3 1	緊急時対応加算	「緊急時訪問看護対応加算」を 「緊急時対応加算」 に名称変更	取扱いに変更なし。
3 2	専門管理加算	「1：なし」「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
3 3	遠隔死亡診断補助加算	「1：なし」「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

【居宅介護支援】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1 3	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	「情報通信機器等の活用等の体制」を 「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」 に名称変更	新しい要件をふまえ、既存の届出内容から変更する場合は、届出が必要。

【介護予防支援】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
2 2	施設等の区分	「1：地域包括支援センター」 「2：居宅介護支援事業者」 を新設	従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となる。

【介護予防訪問介護相当サービス】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
2	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	「1：非該当」 「2：該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。
3	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合 90%以上）	「1：非該当」 「2：該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。
4	口腔連携強化加算	「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

【介護予防通所介護相当サービス】

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
5	業務継続計画策定の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
6	運動器機能向上体制	廃止	なし。
7	一体的サービス提供加算	「選択的サービス複数実施加算」を「一体的サービス提供加算」に名称変更	取扱いに変更なし。
8	事業所評価加算〔申出〕の有無	廃止	なし。

既存のサービス事業所の届出留意事項(令和6年6月)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス

項番	項目	変更点	既存事業所の取扱い
1	介護職員等処遇改善加算	<p>「介護職員処遇改善加算」を 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更し</p> <p>「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ(1)」 「C：加算Ⅴ(2)」 「D：加算Ⅴ(3)」 「E：加算Ⅴ(4)」 「F：加算Ⅴ(5)」 「G：加算Ⅴ(6)」 「H：加算Ⅴ(7)」 「J：加算Ⅴ(8)」 「K：加算Ⅴ(9)」 「L：加算Ⅴ(10)」 「M：加算Ⅴ(11)」 「N：加算Ⅴ(12)」 「P：加算Ⅴ(13)」 「R：加算 Ⅴ(14)」に変更</p>	<p>既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p> <p>(注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。</p>
2	介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	廃止	なし。